資料 2

R₁, 7, 4

令和元年度都道府県等 栄養施策担当者会議

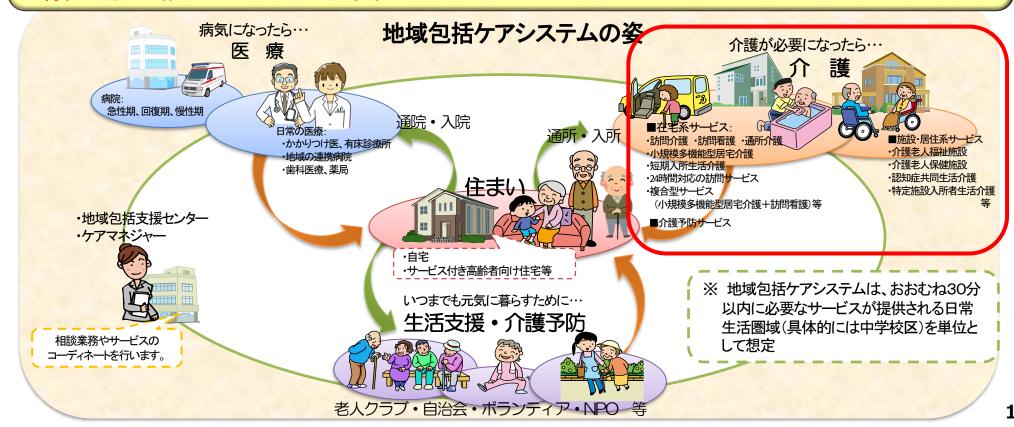
栄養関連の介護報酬と 地域支援事業の実施について



厚生労働省老健局 老人保健課

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域 包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の 特性に応じて作り上げていくことが必要。



介護保険施設における栄養管理に関する基準等について

人員に関する基準

〇介護保険施設においては、以下のとおりに栄養士の配置が求められている。

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
栄養士	1人以上 (入所定員40人以下の場合は 他施設との兼務でも可)	入所定員100人以上の 施設では1人以上	入所定員100人以上の 施設では1人以上

運営に関する基準

〇食事の提供について

- ・入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。
- ・個々の入所者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、入所者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。

○療養室(居室)関係部門と食事関係部門との連携について

・食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、療養室(居室)関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

○栄養食事相談

・入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。

○食事内容の検討について

・食事内容については、当該施設の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

介護報酬における栄養関連の加算等について

栄養マネジメント加算

・常勤管理栄養士を1名以

上配置し、入所者ごとに

栄養ケア計画を作成し、

計画に従って継続的な

栄養管理を行った場合に



H30改定で新設又は 大きな改正があったもの

施設 サービス

介護老人福祉施設 (地域密着型を含む)

介護老人保健施設

介護療養型医療施設

介護医療院

経口移行加算

・経管栄養の入所者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援を行った場合に算定 (28単位/日)※180日まで算定可

経口維持加算

・摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画を作成し、計画に従った栄養管理を行った場合に算定 (400単位/月)※6か月まで算定可

低栄養リスク改善加算(H30新設)

・低栄養状態のリスクが「高」の入所者ごとに低栄養改善のための計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援を行った場合に算定 (300単位/月) ※6か月まで算定可

再入所時栄養連携加算(H30新設)

・入所者が医療機関に入院し、介護保険施設の管理 栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入 所後の栄養管理に関する調整を行い、再入所となっ た場合に算定 (400単位/回)

算定

(14単位/日)

療養食加算 · 入所者の病状等に応じて療養食を提供した場合に算定 (6単位/食)

居宅 サービス

通所介護

通所が護 通所リハビリテーション 等

栄養スクリーニング加算

(H30新設)

・介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを実施し、その結果を介護支援専門員に文書で報告した場合に算定(5単位/6か月)

居宅療養管理指導(認知症グループホーム、介護付有料老人ホーム等でも実施可能)(537単位/回(月2回まで))

特別食を必要とする者又は低栄養状態にある者に対し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に算定

栄養改善加算(H30改正注)

・低栄養状態の者に対し、栄養改善等を目的として個別に栄養管理を行った場合に算定

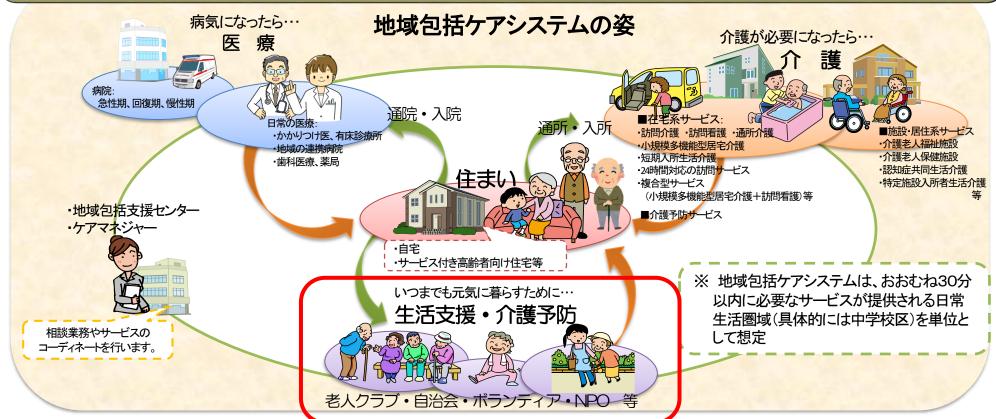
(150単位/回(月2回まで)) ※3か月まで算定可

注 栄養改善加算については、外部の管理栄養士が実施 した場合でも算定できるよう、要件を緩和

地域密着型 サービス 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 等

地域包括ケアシステムの構築について

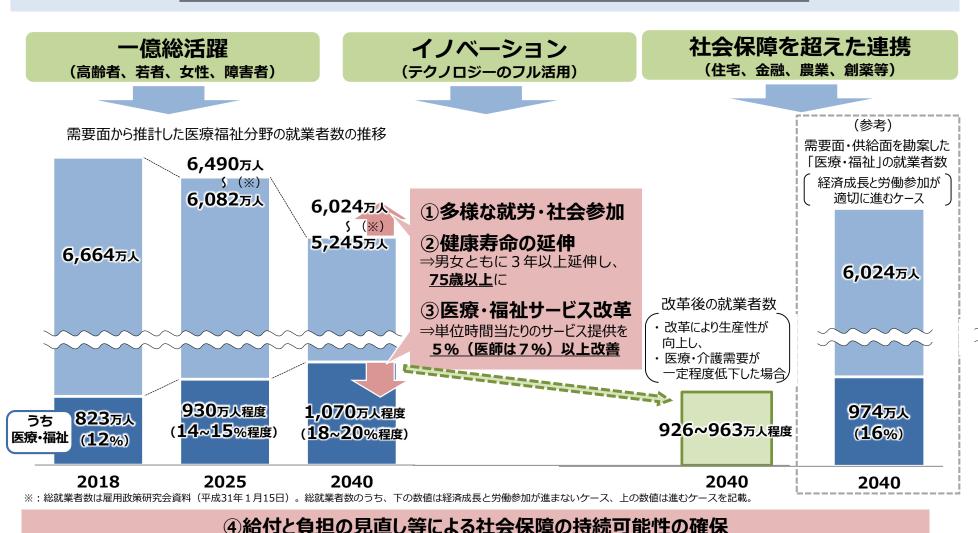
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域 包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の 特性に応じて作り上げていくことが必要。



2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

平成31年4月10日経済財政諮問会議 根本臨時議員提出資料

- 2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代(担い手)が急減する。
 - →「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要。
- 今夏に向けて、「健康寿命延伸プラン」と「医療・福祉サービス改革プラン」を策定。



- 今夏に向けて、「健康寿命延伸プラン」を策定。
- →2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し(2016年比)、**75歳以上**とすることを目指す。 2040年の具体的な目標(男性:75.14年以上 女性:77.79年以上)
- ①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、②地域・保険者間の格差の解消に向け、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用し、以下3分野を中心に取組を推進。
 - ①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

②地域・保険者間の格差の解消

自然に健康になれる環境づくり

健康な食事や運動 ができる環境 居場所づくりや社会参加 行動変容を促す仕掛け

行動経済学の活用

インセンティブ

次世代を含めたすべての人の 健やかな生活習慣形成等

(施策例)

◆ 栄養サミット2020(各国首脳級)を契機とした官民の様々な主体と連携した食環境づくり

先進的な取組例



スマートミール認証制度 大手コンビニなど、2万弱の 店舗が認証。(日本栄養 改善学会など)

あだちベジタベライフ 飲食店での野菜メニュー の提供(足立区)





疾病予防·重症化予防

(施策例)

 \mathbf{II}

- ▶ 保険者インセンティブの強化(配点基準のメ リハリ強化、成果指標の導入・拡大の検討)
- ◆ 特定健診とがん検診の同時実施や効果的な 受診勧奨などナッジの活用例の横展開

ターゲット別に異なるメッセージ例

近年、日本人女性の11人に1人が 乳がんにかかると言われています。 れかはは生用発見で95%以上が 情報します。 エレい間報を持って370の表と一個に実際に

がんが怖くて検診が 不安な層へのメッセージ がんに無関心な層への メ<mark>ッセージ</mark>



Ш

介護予防・フレイル対策、 認知症予防

(施策例)

- ◆ 「通いの場」等の更なる拡充に向け、<u>保険者</u> へのインセンティブ措置の強化
- ◆ 介護報酬上のインセンティブ措置の強化
- ◆ 「共生」・「予防」を柱とした認知症施策の推進



平成31年4月10日経済財政諮問会議 根本臨時議員提出資料

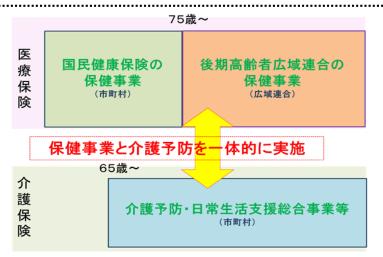
健康寿命延伸 主な取組4

~Ⅲ 介護予防・フレイル対策・認知症予防~

- 高齢者一人ひとりに対して、心身の多様な課題(フレイル等)に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、**市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進**。
- **介護予防**に関して保険者への<u>インセンティブ措置の強化を推進</u>。認知症施策は、「共生」を重視・推進しているが、今後、「予防」の視点を加え、「通いの場」の拡充や、予防に資するエビデンスの収集のための研究開発を支援。

介護予防・フレイル対策

- 後期高齢者医療の保険者インセンティブ指標において、フレイル対策等を重点的に評価し、保健事業のメニューを充実させる。
- 今後、市町村において、<u>保健事業と介護予防を一体的に実施 (通常国会に法案提出中)。</u>特別調整交付金を活用して、医療専門職を配置するとともに、次のような取組を強化。
 - ① 医療・介護情報等の一体的な分析 ② 閉じこもりがちの方へのアウトリーチ支援
 - ③ 必要な医療・介護サービスへの接続(かかりつけ医等との連携)
 - ④ 通いの場の拡充と、市民自ら担い手となって参画する機会の充実



介護予防に関するインセンティブ措置

- ・介護予防として、「通いの場」等を更に拡充していくことが重要。 更なる推進に向けて、介護保険制度の保険者機能強化推進交付 金(インセンティブ交付金)を活用。
- ・ 具体的には、配分基準のメリハリを強化しつつ、「通いの場」の拡充、介護施設における高齢者の就労・ボランティアを後押しする取組、これらを推進等するためのポイントの活用などを重点的に評価。

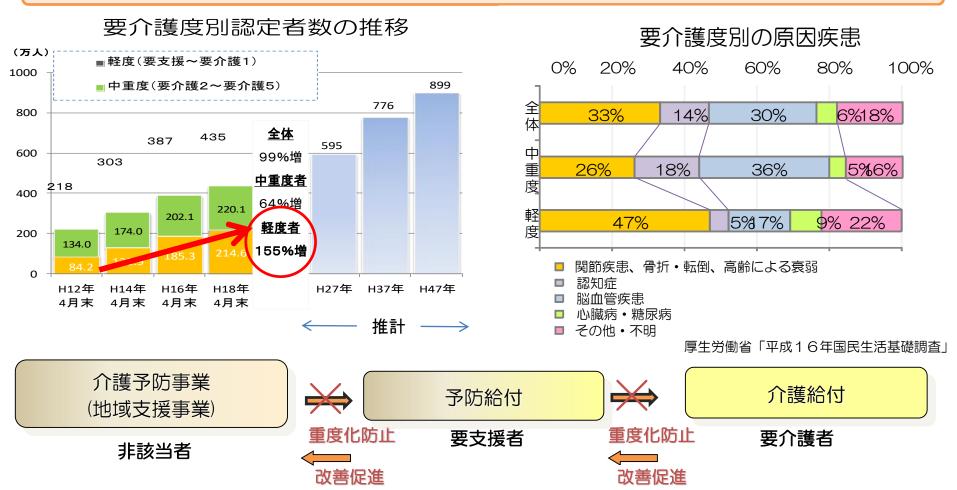
「共生」・「予防」を柱とした認知症施策の推進

- ・「通いの場」の活用などの<u>先進・優良事例の周知</u>や実践に向けた 手引き等の作成による横展開。
- ・ 認知症の予防法の確立に向けたデータ収集の枠組みの構築。
- ・ 認知症官民連携実証プラットフォームプロジェクトを活用し、<u>官民</u> 連携した予防やケア等の社会実装を促進。

介護予防導入の経緯(平成18年度創設)

- 〇 要支援・要介護1の認定者(軽度者)の大幅な増加。
- 軽度者の原因疾患の約半数は、体を動かさないことによる心身の機能低下。

定期的に体を動かすことなどにより予防が可能! → 予防重視型システムの確立へ



これまでの介護予防事業の概要(~平成26年度)

- 介護予防事業は介護保険法第115条の45の規定により、市町村に実施が義務付けられている。
- 要介護状態等ではない高齢者に対して、心身の機能や生活機能の低下の予防又は悪化の防止のために必要な事業として、各市町村が実施。
- 介護予防事業は介護給付見込み額の2%以内の額で実施(介護保険法施行令第37条の13)
- 平成26年度 <u>国費:120億円 総事業費:481億円</u> (介護保険法第122条の2)(国1/4、都道府県1/8、市町村1/8、保険料(1号2/10、2号3/10))

一次予防事業(旧:一般高齢者施策)

【対象者】高齢者全般

【事業内容】

- 介護予防普及啓発事業、 講演会、介護予防教室等の開催、啓発資材等の作成、配布等
- 地域介護予防支援事業 ボランティア育成、自主グループ活動支援 等

二次予防事業(旧:特定高齢者施策)

【対象者】要介護状態等となるおそれのある高齢者(生活機能の低下等を基本チェックリストで捉える)

【事業内容】

- 通所型介護予防事業 運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能の向上プログラム、複合プログラム 等
- 訪問型介護予防事業 閉じこもり、うつ、認知機能低下への対応、通所が困難な高齢者への対応 等

平成26年介護保険法改正による介護予防の推進

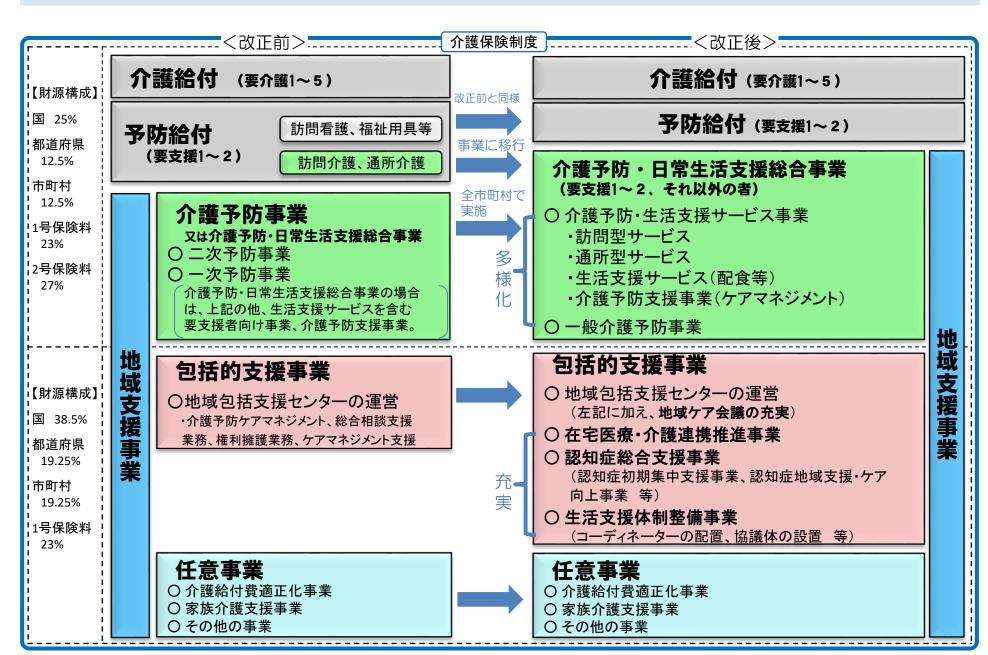
平成26年法改正までの介護予防の問題点

- 〇 介護予防の手法が、心身機能を改善することを目的とした<u>機能回復訓練に偏りがち</u>であった。
- 〇 介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場を創出することが必ずし も十分でなかった。
- 介護予防の利用者の多くは、機能回復を中心とした訓練の継続こそが有効だと理解し、また、介護予防の提供者も、「活動」や「参加」に焦点をあててこなかったのではないか。

平成26年法改正からの介護予防の考え方

- 〇 機能回復訓練などの<u>高齢者本人へのアプローチだけではなく</u>、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要であり、地域において<u>リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し</u>、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。
- 高齢者を生活支援サービスの担い手であると捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援ニーズに応えるとともに、担い手にとっても地域の中で新たな社会的役割を有することにより、結果として介護予防にもつながるという相乗効果をもたらす。
- 住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて 参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- このような介護予防を推進するためには、地域の実情をよく把握し、かつ、地域づくりの中心である市町村が主体的に取り組むことが不可欠である。

新しい地域支援事業の全体像(平成26年改正前後)



総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(1)介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
 - ①要支援認定を受けた者
 - ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活 上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人 暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマ ネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切 に提供できるようケアマネジメント

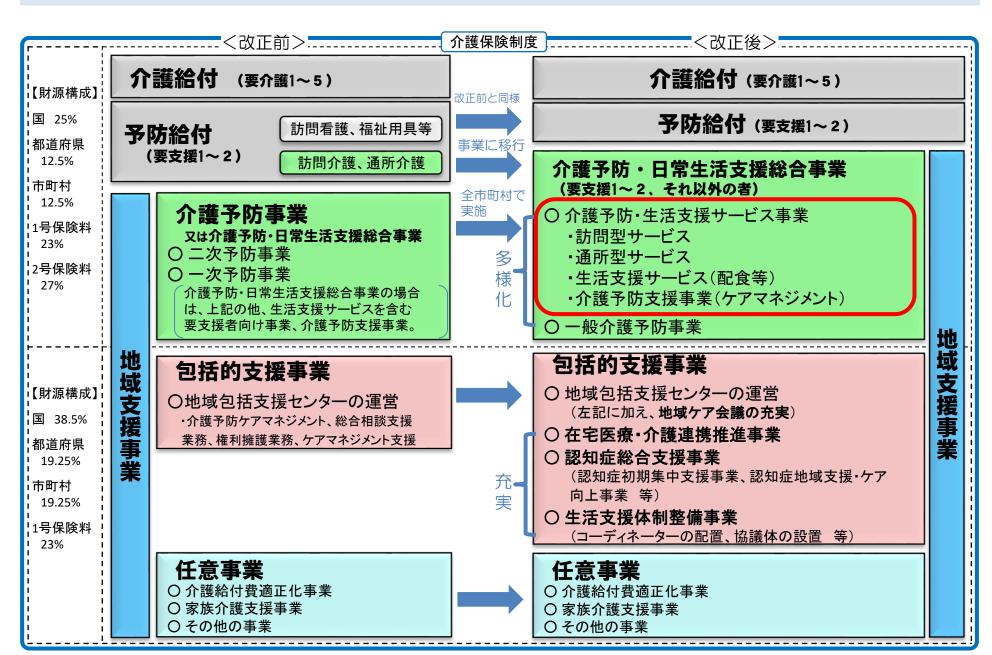
- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相 談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する 場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の 何らかの支援を要する者を把握し、介護予防 活動へつなげる
介護予防普及啓発事 業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支 援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評 価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状 況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行 う
地域リハビリテーショ ン活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、 訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等 へのリハビリ専門職等による助言等を実施

新しい地域支援事業の全体像(平成26年改正前後)



サービスの類型(典型的な例)①

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。

(1)訪問型サービス

- ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。
- 訪問型サービスは、従前の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行う サービス、移動支援を想定。

基準	従前の訪問介護相当		多様なサービス				
サービス 種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	9				⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス 内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動と して行う生活援助等	保健師等による居宅 での相談指導等	移送前後の生活支 援		
対象者と サービス提 供の考え 方	〇既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース 〇以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	〇状態等を踏まえながら、 「多様なサービス」の利り		・体力の改善に向けた 支援が必要なケース・ADL・IADLの改善に向 けた支援が必要な ケース※3~6ケ月の短期間で行う	訪問型サービスB に準じる		
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託			
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた 独自の基準			
サービス 提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)			

サービスの類型(典型的な例)②

②通所型サービス

- ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。
- 通所型サービスは、従前の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

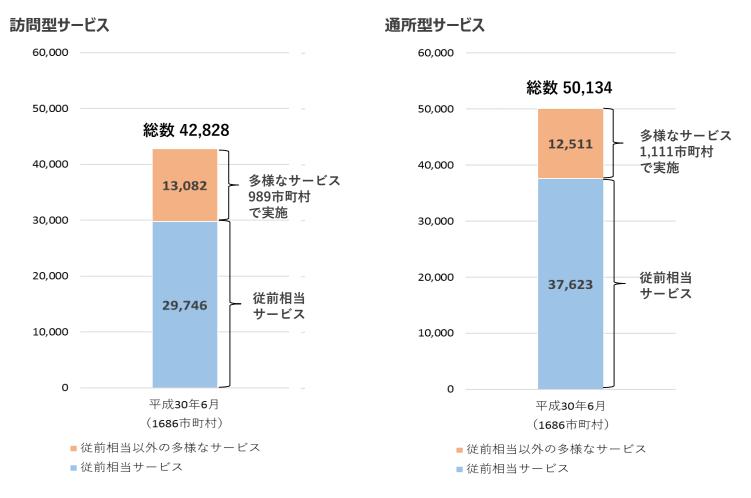
基準	従前の通所介護相当	多様なサービス				
サービス 種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	· - · · · · · · · · · · · · · · ·			
サービス 内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改 善等のプログラム		
対象者と サービス提 供の考え 方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うこと で改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し ていくことが重要。	〇状態等を踏まえながら、住 様なサービス」の利用を促	ADLやIADLの改善に向けた 支援が必要なケース 等 ※3~6ケ月の短期間で実施			
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託		
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準 個人情報の保護等の 最低限の基準		内容に応じた独自の基準		
サービス 提供者 (例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)		

③その他の生活支援サービス

○ その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、 通所型サービスに準じる自立支援に貧する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

総合事業のサービス別事業所数

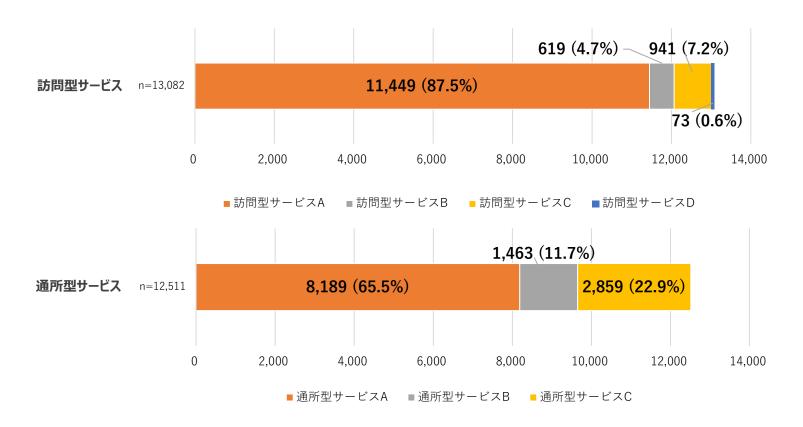
○ 従前相当以外の多様なサービス(従来より基準を緩和したサービス、住民主体による支援等)を実施する事業所が訪問型 サービスは約1.3万箇所、通所型サービスは約1.2万箇所にのぼっている。



- ※1 総合事業には上記の他、配食・見守り等のその他生活支援サービスを提供する事業所がある。また、総合事業に位置づけられていない通いの場等の取組みもある。 ※2 未回答であった55市町村の事業所は含まれていない。
- ※3 回答主体である市町村から見て、他の市町村に所在する事業所については調査対象外としている。 ※4 平成30年6月1日現在
- (注) 平成30年度老人保健健康増進等補助金「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業 | (株式会社NTTデータ経営研究所)を基に作成

総合事業の多様なサービスの事業所数

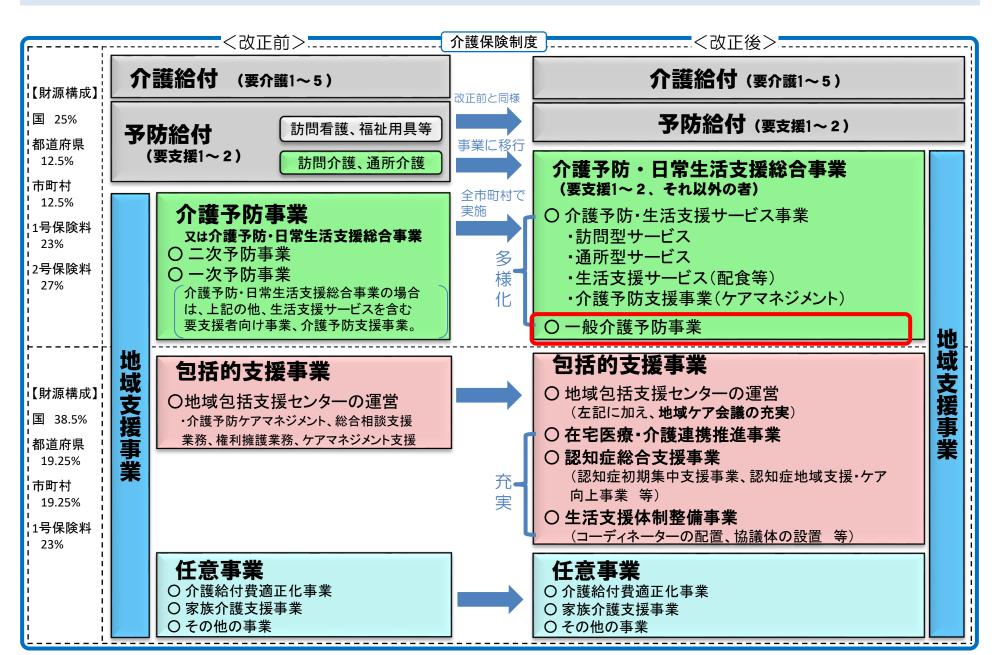
○ 従前相当サービス以外の多様なサービスの事業所数の内訳は、訪問型サービス、通所型サービスともに基準を緩和したサービス (サービスA) が最も多い。



※ 平成30年6月1日現在

⁽注) 平成30年度老人保健健康増進等補助金「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」 (株式会社NTTデータ経営研究所)を基に作成

新しい地域支援事業の全体像(平成26年改正前後)



一般介護予防事業

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目 的して行うものである。
- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチを行う。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。
- 市町村が主体となり、一般介護予防事業を構成する以下 5 つの事業のうち必要な事業を組み合わせて 地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する。
- 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。

- 介護予防普及啓発事業 介護予防活動の普及・ 啓発を行う。
- 地域介護予防活動支援事業 市町村が介護予防に資すると 判断する地域における住民主体 の通いの場等の介護予防活動の 育成・支援を行う。

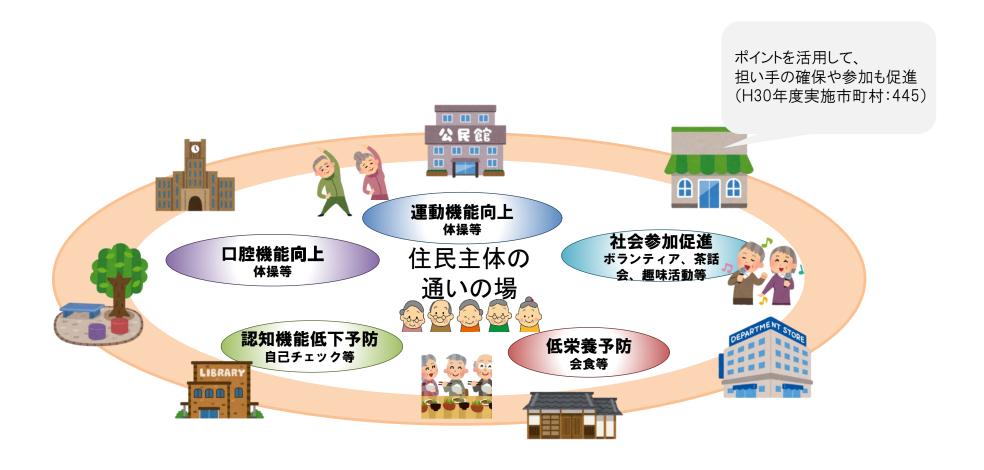
○ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標 値の達成状況等の検証を行い、一 般介護予防事業の事業評価を行う。 **○ 地域リハビリテーション活動支援事業**

地域における介護予防の取組を機能強化するために、 通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民 主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関 与を促進する。

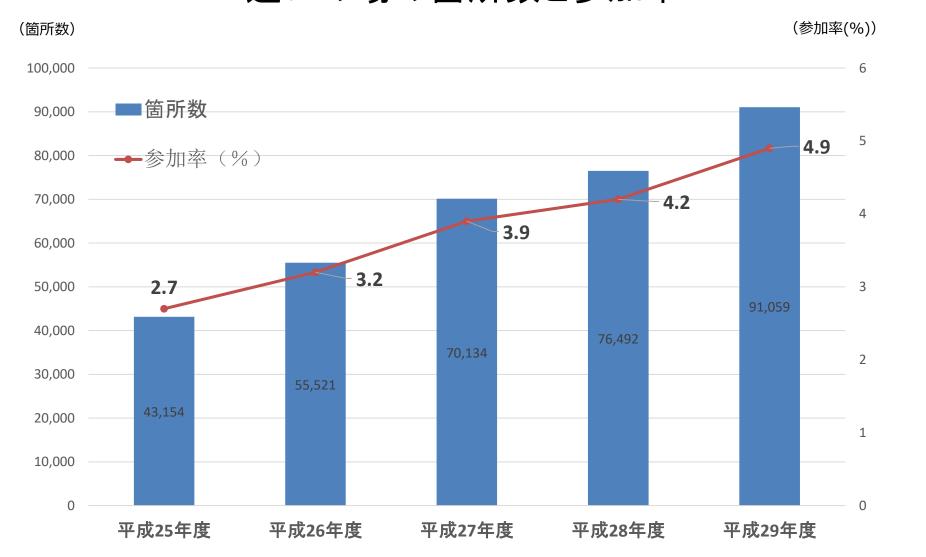
地域介護予防活動支援事業(住民主体の通いの場等)

○ 年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的としている。



平成25~29年度 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査(速報値)

通いの場の箇所数と参加率

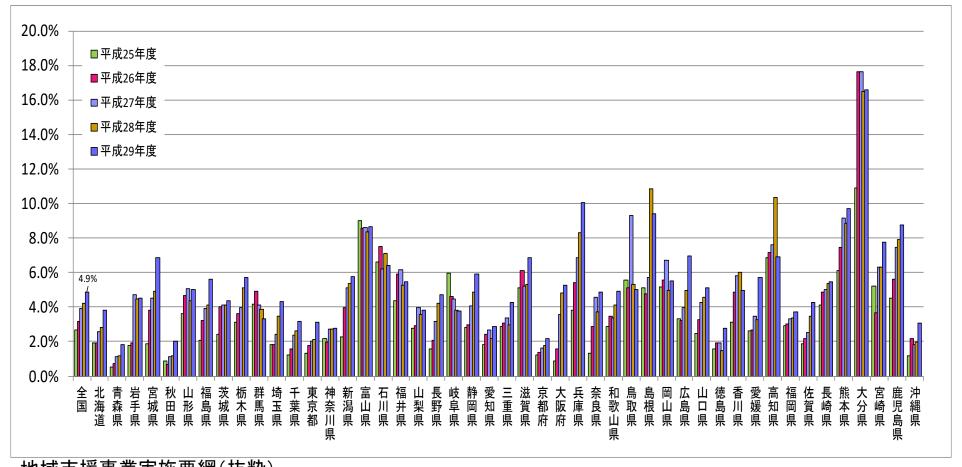


平成29年度 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の 実施状況に関する調査(速報値)

通いの場(全体)への参加率

(通いの場の参加者実人数/高齢者人口)

参加者実人数 1,698,486人 高齢者人口の4.9%が参加



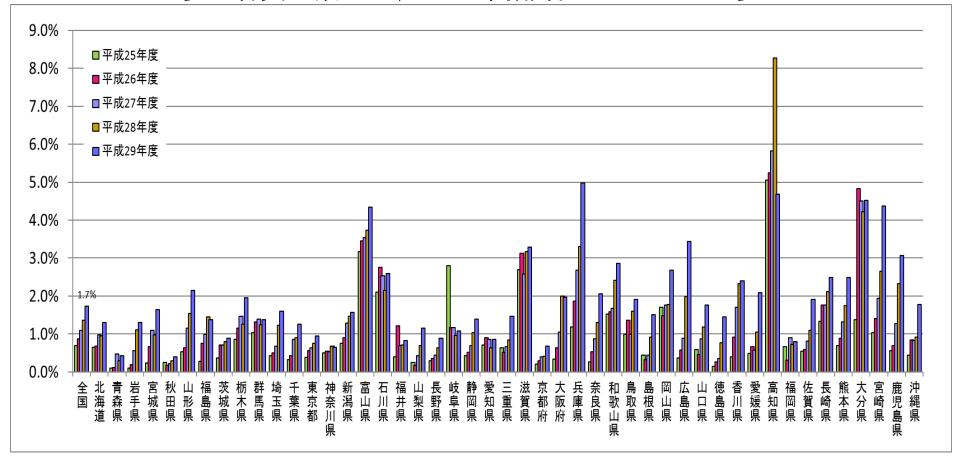
地域支援事業実施要綱(抜粋)

介護予防に資する住民主体の通いの場への参加者数は、高齢者の年齢、介護認定者数等が地域により異なるため一律に定めることはなじまないが、平成26年介護保険法改正時に先行事例として紹介された取組では、高齢者人口の概ね1割であったことを参考にされたい。

平成29年度 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の 実施状況に関する調査(速報値)

週1回以上の通いの場への参加率

参加者実人数 600,569人 高齢者人口の1.7%が参加



地域支援事業実施要綱(抜粋)

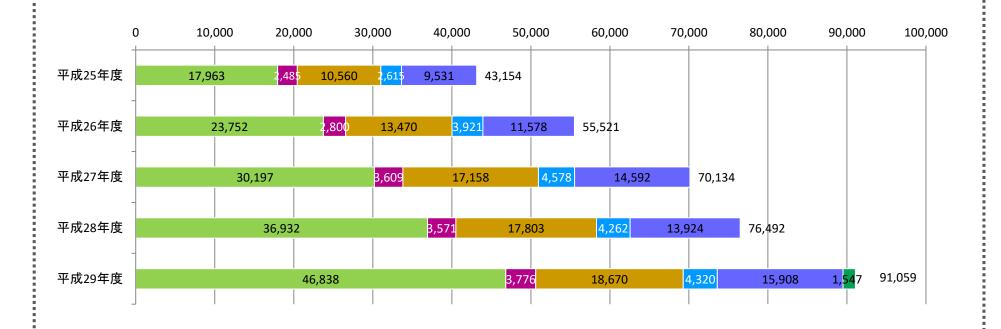
介護予防に資する住民主体の通いの場への参加者数は、高齢者の年齢、介護認定者数等が地域により異なるため一律に定めることはなじまないが、平成26年介護保険法改正時に先行事例として紹介された取組では、 高齢者人口の概ね1割であったことを参考にされたい。

平成25~29年度 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の 実施状況に関する調査(速報値)

通いの場の主な内容

通いの場の箇所数

平成25年度:n=43.154 平成26年度:n=55.521 平成27年度:n=70.134 平成28年度:n=76.492 平成29年度:n=91.059



体操(運動)会食茶話会認知症予防趣味活動その他

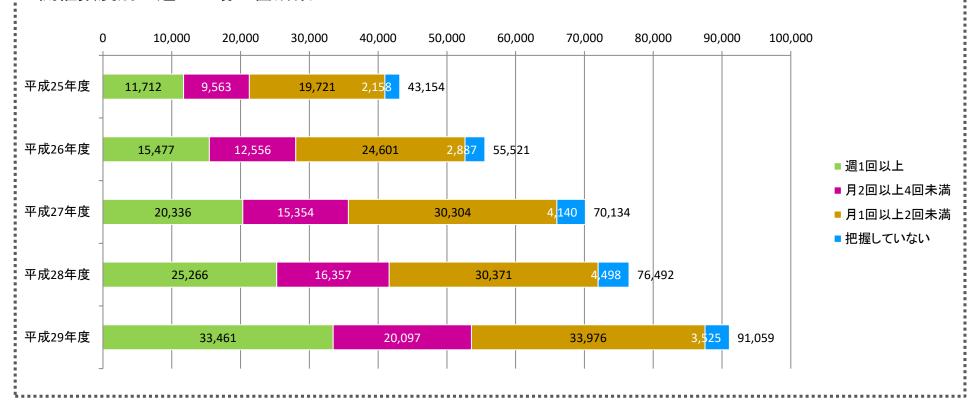
平成25~29年度 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の 実施状況に関する調査(速報値)

月1回以上2回未満で開催している通いの場が最も多く 週1回以上開催の占める割合も増加

通いの場の箇所数

平成25年度:n=43,154 平成26年度:n=55,521 平成27年度:n=70,134 平成28年度:n=76,492 平成29年度:n=91,059

開催頻度別の通いの場の箇所数



一般介護予防事業

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目 的して行うものである。
- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチを行う。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。
- 市町村が主体となり、一般介護予防事業を構成する以下 5 つの事業のうち必要な事業を組み合わせて 地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する。
- 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。

- 介護予防普及啓発事業 介護予防活動の普及・啓発を行う。
- 地域介護予防活動支援事業 市町村が介護予防に資すると 判断する地域における住民主体 の通いの場等の介護予防活動の 育成・支援を行う。

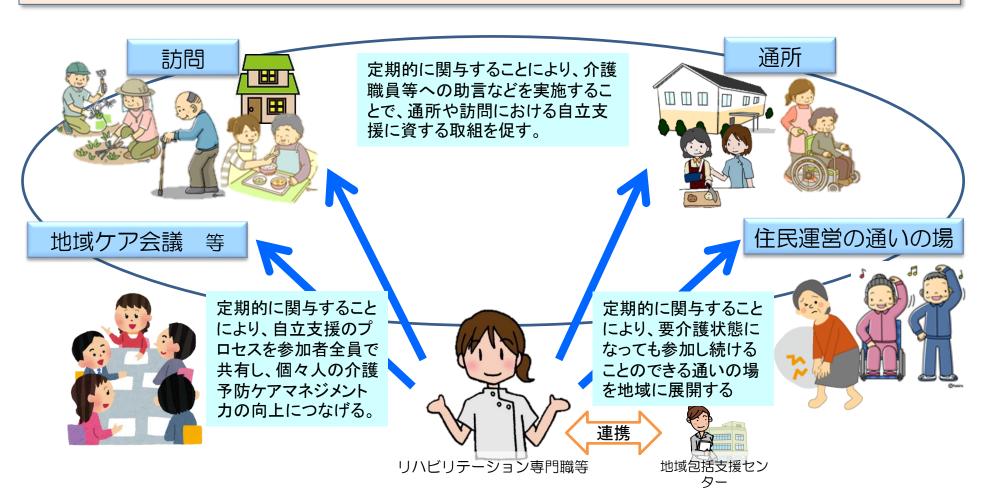
○ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標 値の達成状況等の検証を行い、一 般介護予防事業の事業評価を行う。 **○ 地域リハビリテーション活動支援事業**

地域における介護予防の取組を機能強化するために、 通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民 主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関 与を促進する。

地域リハビリテーション活動支援事業の概要(平成27年度~)

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの 場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

平成29年度 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の 実施状況に関する調査(速報値)

地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業の実施状況

	有	無	計
市町村数	972	769	1,741
割合[%]	[55.8%]	[44.2%]	[100.0%]

一般介護予防事業:地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業における市町村からの専門職の派遣依頼の実績

	有	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	看護師	理学 療法士	作業 療法士	言語 聴覚士	管理栄養 士・栄養士	歯科 衛生士	その他
派遣実績の有無(市町村数)	972	146	112	239	162	214	825	572	224	331	369	302
割合[%] ^{※1}	[55.8%]	[8.4%]	[6.4%]	[13.7%]	[9.3%]	[12.3%]	[47.4%]	[32.9%]	[12.9%	[19.0%]	[21.2%]	[17.3%]
割合(%) ^{※1}	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
派郡市区医師会等の職能団体	415	64	75	148	10	29	241	184	76	111	154	49
遣 依 割合(%) ^{※1}	(42.7%)	(43.8%)	(67.0%)	(61.9%)	(6.2%)	(13.6%)	(29.2%)	(32.2%)	(33.9%)	(33.5%)	(41.7%)	(16.2%)
頼 医療機関 先	511	93	41	45	7	84	379	245	90	40	38	53
の 有 割合(%) ^{*1}	(52.6%)	(63.7%)	(36.6%)	(18.8%)	(4.3%)	(39.3%)	(45.9%)	(42.8%)	(40.2%)	(12.1%)	(10.3%)	(17.5%)
無 介護サービス施設・事業所	385	5	3	23	21	69	248	180	47	53	25	95
割合(%)**1	(39.6%)	(3.4%)	(2.7%)	(9.6%)	(13.0%)	(32.2%)	(30.1%)	(31.5%)	(21.0%)	(16.0%)	(6.8%)	(31.5%)
町村その他	554	16	11	49	138	98	225	132	51	188	196	204
数 割合(%)**1	(57.0%)	(11.0%)	(9.8%)	(20.5%)	(85.2%)	(45.8%)	(27.3%)	(23.1%)	(22.8%)	(56.8%)	(53.1%)	(67.5%)
派遣回数(回) ^{※2}		1,486	945	2,767	7,414	9,296	33,895	15,209	2,067	6,759	6,457	21,446
個人宅		2	27	135	231	332	5,502	2,710	325	621	340	132
事業所		9	38	4	23	552	1,975	921	123	188	265	440
住民主体の通いの場		65	63	282	5,285	5,296	16,111	5,952	499	2,317	2,891	12,733
地域ケア会議等		1,180	614	2,260	869	1,437	5,637	3,525	771	2,614	1,778	3,552
その他		228	202	83	799	1,675	4,619	2,084	331	995	1,160	4,586
把握していない		2	1	3	207	4	51	17	18	24	23	3
派遣回数(回)**3		185	125	535	3,142	2,793	21,805	9,798	1,138	2,465	2,227	6,680
個人宅		0	17	0	175	95	2,933	1,594	281	385	84	27
事業所		7	16	2	10	113	1,370	464	114	51	101	151
住民主体の通いの場		31	45	146	2,744	1,902	11,865	4,984	374	1,094	1,223	5,020
地域ケア会議等		129	33	378	132	283	2,790	1,589	224	616	440	384
その他		18	14	8	79	398	2,804	1,155	141	298	359	1,097
把握していない		0	0	1	2	2	43	12	4	21	20	1

^{※1} 割合のうち、「%」は全市町村数に対する割合、(%)は当該専門職の派遣実績有の市町村に対する割合 ※2 地域リハビリテーション活動支援事業を活用していない場合も含む。

^{※3} 地域リハビリテーション活動支援事業を活用した場合のみ。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

平成29年5月26日成立、6月2日公布

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

(その他)

- ・ 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
- ・ 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)

2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

- ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の 名称を引き続き使用できることとする。
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)
 - 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の 努力義務化
 - 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

(その他)

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化 (事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)
- 5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)
 - ・各医療保険者が納付する介護納付金(40~64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする。
- ※ 平成30年4月1日施行。(Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行)

保険者機能強化推進交付金(介護保険における自治体への財政的インセンティブ)

<u> 平成31年度予算案 200億</u>円

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、<u>自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、</u>市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金を創設

概要

<市町村分(200億円のうち190億円程度)>

- 1 交付対象 市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。)
- 2 交付方法

評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて分配 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険

なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者におかれては、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要

<都道府県分(200億円のうち10億円程度)>

- 1 交付対象 都道府県
- 2 交付方法 評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて分配
- 3 活用方法 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する

各種事業(市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派

遣事業等)の事業費に充当

<参考1>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化

データに 基づく 地域課題の 分析

国による

分析支援

取組内容・ 目標の計画へ の記載

保険者機能の発揮・向上(取組内容)
・ リハビリ職等と連携して効果的な介護予防を実施

・ 保険者が、多職種が参加する地域ケア会議を活用しケアマネジメントを支援

都道府県が研修等を通じて市町村を支援

適切な指標による 実績評価

- · 要介護状態の維持·改善度合い
- 地域ケア会議の 開催状況

等

インセンティブ

- ・ 結果の公表
- 財政的インセンティブ付与

く参考2>市町村 評価指標 ※主な評価指標

① P D C A サイクルの活用による保険者機能の強化

☑地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する 等、地域の介護保険事業の特徴を把握しているか 等

②ケアマネジメントの質の向上

☑保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対して伝えているか 等

③多職種連携による地域ケア会議の活性化

☑地域ケア会議において多職種が連携し、自立支援·重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか

☑地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か 等

④介護予防の推進

☑介護予防の場にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているか ☑介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数 はどの程度か 等

⑤介護給付適正化事業の推進

☑ケアプラン点検をどの程度実施しているか

☑福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職等が関与する仕組み を設けているか 等

⑥要介護状態の維持・改善の度合い

☑要介護認定者の要介護認定の変化率はどの程度か

※ 都道府県指標については、管内の地域分析や課題の把握、市町村向けの研修の実施、リハビリ専門職等の派遣状況等を設定

保険者機能強化推進交付金

介護保険:保険者機能強化推進交付金

- 体操等の「通いの場」の整備状況に応じて交付金が増加
- 200億円のうち、190億円を市町村、10億円を都道府県に交付

平成31年度保険者機能強化推進交付金(市町村分)における総合事業に関する指標	
Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 (6)介護予防/日常生活支援	配点
① 介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者等地域の関係者に対して周知を行っているか。	10点
② 介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス(基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。)及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立て、その見込み量の確保に向けた具体策を記載した上で、計画1年目のサービス量を確認しているか。	10点
③ 介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	10点
④ 高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか。	10点
⑤ 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か(【通いの場への参加率=通いの場の参加者実人数/高齢者人口】等) ア 通いの場への参加率が〇%(上位3割) イ 通いの場への参加率が〇%(上位5割) ※ア又はイのいずれかに該当すれば加点	ア10点 イ10点
⑥ 地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、総合事業を含む多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	10点
⑦ 地域リハビリテーション活動支援事業(リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業)等により、介護予防の場にリハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設け実行しているか。	10点
⑧ 住民の介護予防活動への積極的な参加を促進する取組を推進しているか(単なる周知広報を除く。)	10点

一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会の開催について

現状・課題

● 一般介護予防事業等に今後求められる機能やPDCAサイクルに沿った更なる推進方策等の検討を集中的に実施し、介護保険部会の議論に資するため、検討会を開催

<主な検討事項>

- (1) 現状果たしている機能
- (2)効果的な実施方策
- (3)専門職等の効果的な関わり方 ※保健事業と介護予防の一体的実施等
- (4) 今後求められる機能やPDCAサイクルに沿った更なる推進方策
- (5) その他

検討スケジュール(イメージ)

※ 検討状況により変更の可能性がある

⇒介護保険部会へ報告

	III. N =
	構成員 (計22名)
荒井 秀典	国立長寿医療研究センター理事長
安藤 伸樹	全国健康保険協会理事長
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会理事(名古屋学芸 大学看護学部教授)
鵜飼 典男	公益社団法人日本薬剤師会理事
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会常任理事
○遠藤 久夫	国立社会保障·人口問題研究所所長
大西 秀人	全国市長会介護保険対策特別委員会委員長(香川県高松市長)
岡島 さおり	公益社団法人日本看護協会常任理事
河本 滋史	健康保険組合連合会常務理事
黒岩 祐治	全国知事会社会保障常任委員会委員(神奈川県知事)
小玉 剛	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
近藤 克則	千葉大学予防医学センター社会予防医学研究部門教授 国立長寿医療研究センター老年学・社会科学研究センター老年学評価研究部長
近藤 尚己	東京大学大学院医学系研究科健康教育·社会学分野准教授
齋藤 秀樹	公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事
田中 和美	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科教授
辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センターセンター長
濵田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
藤原 忠彦	全国町村会顧問(長野県川上村長)
藤原 佳典	東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チーム研究部長
堀田 聰子	慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
山田 実	筑波大学人間系教授

○座長 33

これからの地域では対づくり戦略

集い・互い・知恵を出し合い

3部作 1.0版

これからの 地域づくり戦略 ^{第1部 集い編}

高齢者が集えば、地域が変わる

地域の実情に応じた工夫

皆さんの苦心や工夫を教えてください。

中山間地では

集落の集会場や空き地等 を使う。



都心では

ショッピングモール、 カフェ等の民間のスペー スを見つけて借りる。



積雪地では

有線放送やCATVで自宅 での運動で代替する。



大規模団地では

団地の集会所や空き スペースを使う。 回数を増やす。



具体的方策

体操等の「通いの場」が、まちを変える。

- 参加すること、体操することで、元気になる
- 集まることで、地域がつながる
- つながる地域が、まちを変える

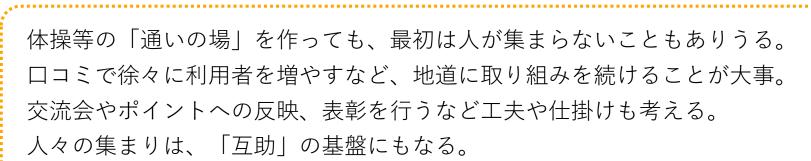




まずは体操等の「通いの場」づくりから

身体を動かしたりする身近な場所・・・これをたくさん用意する

- 週1回集まって、30分~60分程度の軽い体操+お茶を飲む
- 歩いて5~10分で行ける身近な場所
- 中心は70代~90代の人。誰でも参加可能
- 週1回の軽い体操以外に、健康教室、料理教室、サロンなどの メニューももちろんOK。無理のない範囲で実施を
- 住民がお客さん(客体)ではなく、主体となることも重要



地域の実情に応じた工夫

皆さんの苦心や工夫を教えてください。

中山間地域では

集落の集会場や空き地等 を使う。自宅を開放する。



積雪地では

有線放送やCATVで自宅 での運動で代替する。 移動の支援をする。



都心では

ショッピングモール、 カフェ等の民間のスペー スを見つけて借りる。



大規模団地では

団地の集会所や空きスペースを使う。回数を増やす。

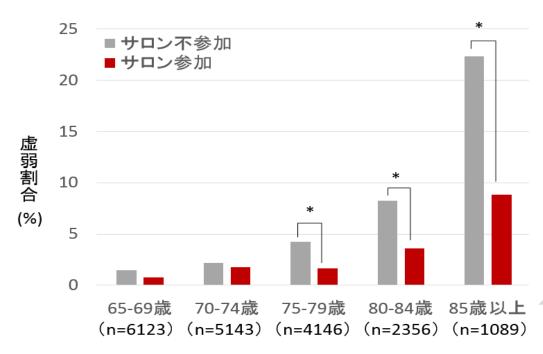


※ 特養の地域交流スペース等を活用することも考えられる

期待される効果

- ▶ 高齢者がますます元気になる
- ▶ 地域のつながりづくりのきっかけになる

地域づくりによる高齢者に対する効果例:サロン参加による虚弱割合の効果



65歳以上の高齢者21,844名を対象 として分析した結果、サロンへの参 加群の虚弱の割合が低いことを確 認

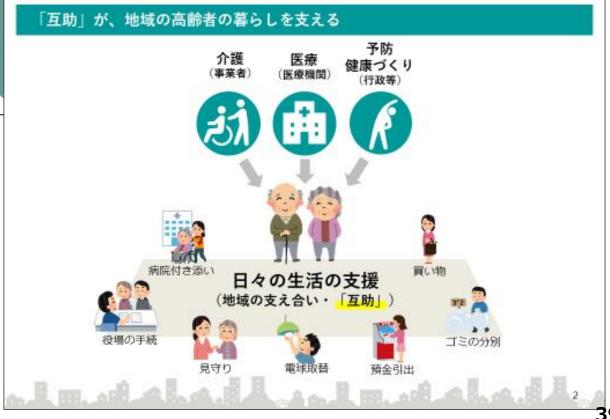
日本医療研究開発機構(AMED)研究事業「地域づくりによる介護予防を推進するための研究(平成27-29年度課題)」 主任研究者 近藤克則(千葉大学)

互い編 (一部抜粋)

これからの 地域づくり戦略 ^{第2部 互い編}

互助を見つける、互助を育む







互助を手厚くするには

地域に既にある互助を 見つけ、育む

- ■ご近所づきあい
- ■町内会
- 老人クラブ
- 校区社協
- 協同組合

など



制度を活用して、新たな 「互助」を生み出し、育てていく

- 生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体
- 介護支援ボランティア
- 認知症サポーター・チームオレンジ
- 認知症地域支援推進員
- 住まいの確保支援・生活支援



互助を見つける|参考事例

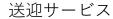
住民ボランティア(山口県萩市、山口県防府市の例)

一般的に「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指す ボランティアには、「自主性(主体性) | 、「社会性(連帯性) | 、「無償性(無給性) | 等の特徴が挙げられる

むつみ愛サービス (山口県萩市)

- 地域住民による20~80歳代までのボランティア組織。
- 花見や餅つきなどの世代間交流イベント、サロン、 各種教室等を開催している。
- 生活支援の主な内容としては、送迎支援、ゴミ出し や灯油入れ、雪かき、蛍光灯の交換等。







買い物代行

ほうふ・てごネっと (山口県防府市)

平成30年6月~10月テスト実施。平成31年度も継続予定。

- 介護専門職が把握する 高齢者の困りごとを市 が受け付け、地縁団体 や個人ボランティアに 依頼し解決する仕組 み。
- ■困りごとは高齢者の自立支援に資する保険外サービスや訪問サービスの効率化に繋がるものに限定。
- 介護専門職と地域住民 をつなぐことで地域活動を活性化し、高齢者 の生きがい創出・介護 予防・健康増進を推進 する。
- 平成31年度から活動に 対しボランティアポイントを付与する予定。



生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体の活動例(2)

地域の既存資源の活用(宮城県多賀城市の例)

地域の「お宝」と、新たな"つながりづくり"

- 地域包括支援センターに生活支援コーディネーター2名を兼務配置。地域の何気ない場所や活動を「お宝」として再発見し、地域のつながりの創出、自立支援に結びつけている。
- 例えば、お茶のみスペースが設置されたある商店が、地域の集いの場や見守りの場として機能し、 地域の「お宝」になっている。



- また、地域の料理教室が、地域の集いの場や見守りの役割を担いながら、 教室を開く高齢者の生きがい・介護予防の場となっている。
- これまで、地域包括支援センターの職員にとって、サービス利用の終了が 支援の終了であったが、生活支援コーディネーターの兼務を通じて、サー ビスの利用から地域の支え合い、つながりづくりへと発展させる視点が生 まれた。



互助を見つける|参考事例

民間企業(愛知県豊明市の例)

高齢者の暮らしにくさを解決する生活支援や健康寿命延伸に寄与するサービスを展開する民間企業に市から声を掛け協議の場を設けた。その後、個別に市とサービスの協議を重ねた

協議の場

参加者

リサイクル業者、フィットネスクラブ、掃除 サービス業者、食品メーカー、スーパー、天 然温泉施設、カラオケ施設、学習塾、介護事 業所、地域包括支援センター等。

協議内容

国の動向、市の高齢者の現状、高齢者の ニーズ、現行の民間サービスの利用のしに くさなどを協議。



民間事業者との連携により実施した事業の一例



温泉施設での健康講座



カラオケボックスを利用した体操教室



インストラクターによる健康講座



市主催の運動教室での健康チェックと商品説明

互助を見つける・育む ①生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体

生活支援コーディネーター(SC)は、市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・ 組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチン グ等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備 に向けた取組を推進する。SC協議体は、関係者の意識共有や情報交換により、SCの組織的な補完等を行う。

SCの役割

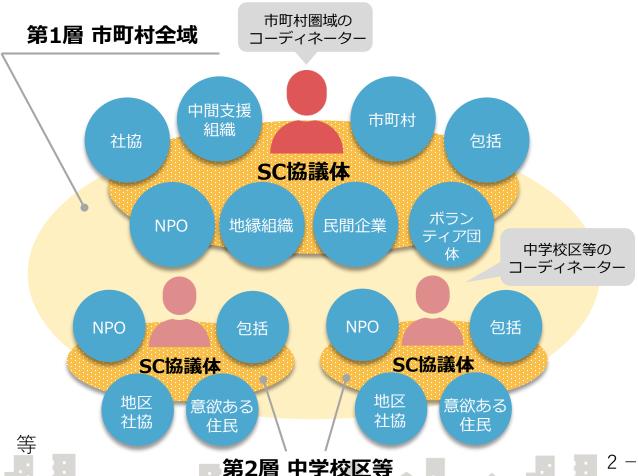
- 資源開発
- ■ネットワーク構築
- ニーズと活動のマッチング

SCの資格・要件

- 特定の資格要件はなし
- 地域における助け合い等の 提供実績がある者、市民活動 への理解がある者等がよい

SC協議体の役割

- SCの組織的な補完
- 関係者の意識共有、情報交換



2 - 10

44

互助の基盤をつくる | ②大分県杵築市 - 住民の自治協議会を通じた分野を超えた地域づくり-

- 平成30年4月時点で総人口29.772人。うち、65歳以上高齢者人口10.648人(35.8%)、75歳以上高齢者人口5.941人(20.0%)。第7期1号保険料6.180円。 地域包括支援センターは直営で1カ所設置。
- 地区ごとに住民自治協議会を設置し、福祉部会、教育部会等の専門部会を設置し、制度の縦割りによらない形で取組を実施。
- また、高齢者の作業活動を通じた介護予防を進める観点から、「生涯生産者のまちづくり」を合い言葉に、地域の加工場等と連携した取組を進めている。





▲向野地区住民自治協議会における 料理教室の様子

介護費用と要介護認定率の推移(杵築市) (百万円) 4,000 17.0% 16.0% 3.500 15.0% 3,000 14.0% 2,500 13.0% 2,000 12.0% 1,500 11.0% 1,000 10.0% 500 9.0% 8.0% 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016

地域における住民主体による地域課題解決体制づくり

- 地区ごとに住民自治協議会を設置。
- 協議会では、生活支援コーディネーターのほか、集落支援員等の地域づくり に関する者が事務局となり、福祉部会、教育部会等の部会を設置。
- 各部会では、制度の縦割りによらない形で取組を実施している。

「生涯生産者のまちづくり」を合い言葉に、様々な政策を連携

- 集落営農実施23地区では、要介護認定率が市平均より低いことから、長 く作業を続けられる環境づくりが介護予防に繋がると分析。
- 共有スペースを 拠点として、介護 予防サロン、加工 場、こども園・児童 館を連携させ、会 食や体操運動等 を実施。

※それぞれの協議会

の名称は異なる

で組織構造や部会

【地区住民自治協議会組織図】

総 監事 理事会 顧問 地域づくり協力隊 評議員会 生活支援コーディネーター 地域福祉コーディネーター 地域(集落)支援員 事務局 市役所再任用職員

自治部会 自治会長 防災士協議会 交通安全協会

防災訓練

拠点づくり

- 防犯パトロール ・空き家対策
- •耕作放棄地
- •里山再生

産業部会

商工会

農・漁協

- ・地域ブランド 6次産業
- 地区社協 老人クラブ 健康づくり推進員会

福祉部会

- •生活支援
- ·介護予防 健康づくり

・子ども食堂

• 牛涯学習 •社会教育

教育部会

地区公民館

サークル

子ども会

•人材育成 ・スポーツ

+18

知恵を出し合い編 (一部抜粋)

これからの 地域づくり戦略

第3部

知恵を 出し合い編

多職種が知恵を出し合い、地域の課題を解決する



解決に向けて知恵を出し合う場「地域ケア会議」 「地域ケア会議」は ■「地域ケア会議」とは、 市町村等が主催し、 医療・介護の専門職に加え、地域包括支援セン 専門職が知恵を持ち寄る場 ターや生活支援コーディネーター等の多くの職種 が一堂に会することで、 - 個々の高齢者の課題を明らかにし、効果的な支援 方法を幅広く検討するための会議。 ■ 個別課題の権み重ねから地域課題を発見し、市町村と 市町村 しての政策形成につなげていくことも期待される。 (主催者) ■ しかし、残念ながら、うまく機能している地域は多く 医師、歯科医師、 薬剤師、看護師等 の専門職 生活支援 リハビリ専門職 コーディネーター 地域包括 ケアマネジャー 支援センター (保健師、主任ケアマネ、 社福士)

どうすれば変えていけるのか

1

「その人にとっての普通の生活を取り戻すために、なにができるか」を会 議の目的にする

- ※軽度の方から始めてみるのも一つのやり方
- ※潜在的ニーズを把握する工夫も重要

2

市町村が主体的に開催し、先行事例などを参考にまずはやってみる、回を重ねる

3

様々な専門職の知恵を借りるとともに、介護保険などの制度による サービスに限らず、生活の支えとなるものを広く活用

※生活支援コーディネーターの知恵も活かす (生活支援コーディネーターは、SC協議体などで得た地域の知恵を、会議の場でフル活用) ※制度外のサービスをできるだけたくさんみつけ、掘り起こしておくことも重要

4

対応が抜けている施策は、市町村が制度化

※少なくともその姿勢をもつ

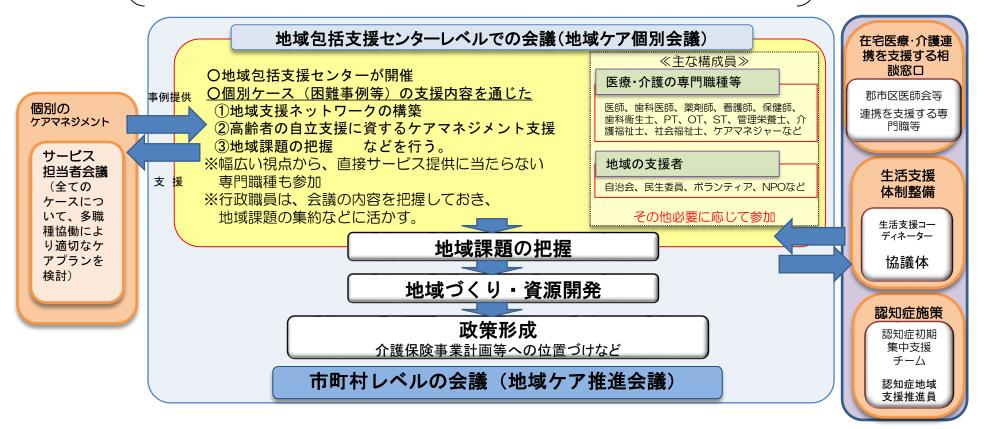
地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業(地域包括支援センターの運営費)とは別枠で計上

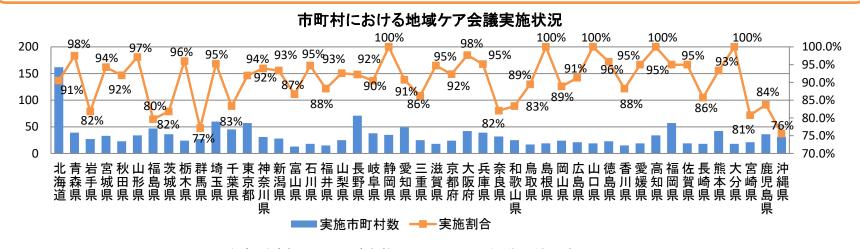
(参考)平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。(法第115条の48)

- ○市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 〇地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において 自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 〇地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など

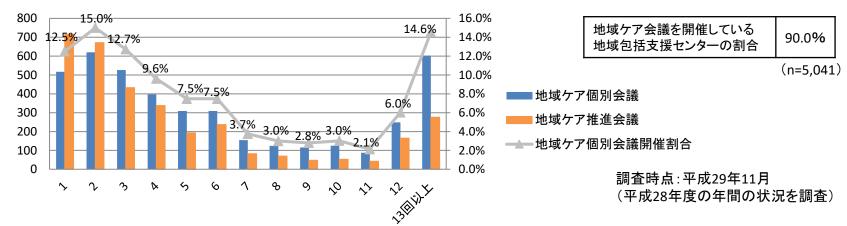


地域ケア会議の開催状況

- 地域ケア会議は、90.5%の市町村(市町村、地域包括支援センター開催含む)で開催されている。都道府 - 県別にみると76~100%となっている。
- 地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議の開催回数をみると、年13回以上開催しているセンターが14.6%である一方、年1回開催のセンターが12.5%となっている。



地域包括支援センターが実施した地域ケア会議開催回数



出典) 平成29年度老人保健事業推進費等補助金「地域包括支援センターが行う包括的支援事業における効果的な運営に関する調査研究事業」

地域ケア会議における多職種協働による多角的アセスメント視点

◎ 生活不活発病が見られるが、どのような原因があるか?

多職種協働による多角的アセスメント

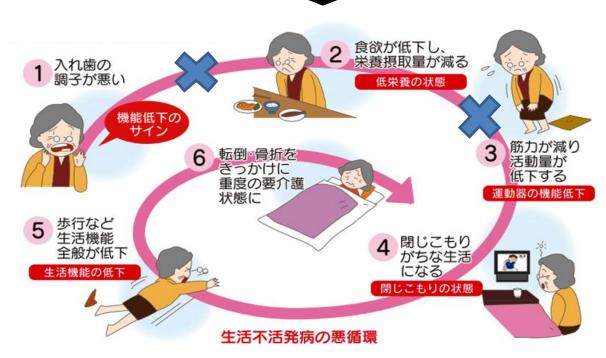
【歯科医師・歯科衛生士】 義歯の不具合の影響は? 口腔内の状況はどうか?

【管理栄養士】 食事の形態はどうか? 栄養バランスはどうか? 【薬剤師】

薬の飲合わせの影響は? 必要な服薬はできているか?

【民生委員】 地域での日常生活はどうか?

多職種協働による 多角的アセスメント を通じて、生活不 活発病の原因が 口腔機能の低下で あったことが判明。



これからの地域づくり戦略

今後、高齢化が進むとともに、人手不足の時代が続きます。

そのような中、介護保険も、保険給付頼りではなく、本人の力や住民相互の力も引き出して、介護予防や日常生活支援を進めていくことをもう一つの柱にしていくことが必要となると考えられます。

このことは、高齢介護福祉政策にとどまらない、「地域づくり」を進めることとほぼ同義であり、 基礎的自治体である市町村にとって、自治体の存立に関わる根源的な役割といえます。

しかし、そこでの自治体の立場は住民に依存されるだけの存在ではなく、むしろ「地域の課題は地域で解決する」との気持ちを持つ住民こそが主体であり、それを応援する立場ではないでしょうか。 こうした意識や認識を変えていくことも必要かもしれません。

地域の住民が主体的に進める予防や支え合いの取組は、多様なかたちをとりつつ、相互に関連し合いながら、さらに充実していくことが期待されます。

厚生労働省では、市町村の皆さまとしっかり議論しながら、できる限りの支援を行っていきます。 対応が必要なものは、国として制度化もしていきます。

各市町村におかれては、積極的な介護予防・日常生活支援の取組、すなわち地域づくりの取組をお願いします。また、各都道府県におかれては、地域の実情に応じた市町村への支援をお願いします。

健康寿命をのばそう!アワード(介護予防・高齢者生活支援分野)

1. 表彰の目的

厚生労働省では、平成23年2月より、より多くの国民の生活習慣を改善し、健康寿命を延ばすことを目的として、「スマート・ ライフ・プロジェクト(Smart Life Project)」を開始し、3つのテーマ(適度な運動、適切な食生活、禁煙)に添った取組を推進して きたところである。

また、平成24年7月に策定された「21世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」において、健康づ くりに係る優れた取組を行う企業、団体、自治体を評価するとともに、健康づくりの取組が、国民に広く知られるように、広報 を行うなど、健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するような動機付けを与えることが必要と示され たところである。

さらに、平成25年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第2条、第4 条及び第5条において、健康管理、疾病予防、介護予防等の自助努力が喚起される仕組の検討等を行うことと規定されたと ころである。

これらを踏まえて、特に優れた取組を行っている企業、団体、自治体(保険者を含む。以下同じ。)を表彰し、もって、生活習 慣病の予防推進及び個人の主体的な介護予防等の取組につながる活動の奨励・普及を図るとともに、企業、団体、自治体 が一体となり、個人の主体的な取組があいまって、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進 することを目的とする。

2. 募集内容及び募集方法

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域 の実情に応じた優れた取組を行っており、かつ、 それが個人の主体的な取組の喚起に資するよ うな取組を行っている企業、団体、自治体を都 道府県が推薦する。



第7回健康寿命をのばそう!アワード(介護予防・高齢者生活支援分野) 受賞者

〇厚生労働大臣賞

表彰名	事業者•団体名	取組名
-1041222	佐々町 (長崎県佐々町)	地域力を生かした住民主体の地域づくり ~ 可能性を見いだし、可能性にかけた関わり~
企業 部門 優秀賞	合同会社P一BEANS (愛知県豊田市)	ミライシニアプロジェクト
部門	社会福祉法人凰会・藤枝市地域包括 支援センターふじトピア (静岡県藤枝市)	地域・医療・介護・福祉がつながり、支 えあい住んで楽しい地域の実現に向 けて
1	三条市福祉保健部高齢介護課地域包 括ケア推進室 (新潟県三条市)	生涯輝く!「プラチナエイジ躍進計画」 〜社会参画機会創出による健康寿命 の延伸〜



○厚生労働省老健局長賞

表彰名	事業者·団体名	取組名
企業 部門 優良賞	移動販売活性化協議会 (兵庫県養父市)	移動販売活性化協議会
	株式会社 南阿蘇ケアサービス (熊本県南阿蘇村)	配食サービスを軸とした総合的な生活支援の充実
団体 部門 優良賞	南房総市千倉町平舘区「区民の茶の 間」(千葉県南房総市)	高齢者が主役!受け継ぐ地域の活力
	吉備中央町通所付添サポーター協議会 (岡山県吉備中央町)	地域の集いの場へ自力参加できない高 齢者を支える「通所付添サポート隊」
	社会福祉法人藤里町社会福祉協議会 (秋田県藤里町)	藤里町【町民誰もが生涯現役を目指せる システムづくり事業】
	14区地域支え愛の会 (岩手県平泉町)	住み慣れた地域でいつまでも!住民主 体の地域支え愛
	那須介護予防サポーター(心身カアップ 継続教室サポーター、すまいるサポー ター)(栃木県那須町)	介護予防サポーター活動
自治体部門優良賞	栃木県小山市役所 (栃木県小山市)	シニア世代の快進撃!市民が動かす小 山の介護予防
	大多喜町 (千葉県大多喜町)	地域支え愛サポーターとの協働による高 齢者の主体的な健康づくり支援活動
	関市中央第4地域包括支援センター(社 会福祉法人桜友会受託)(岐阜県関市)	関市 地域の高齢者交流拠点活動 「田原みんなのおうち」
	防府市健康福祉部高齢福祉課 (山口県防府市)	防府市介護予防・日常生活支援総合事業 【幸せます健康くらぶ】
	水俣市 (熊本県水俣市)	もやい·ふれあい菜園 5 3